

安芸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年6月26日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 長 野 弘 昌

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
選挙管理委員会	公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項に定められた選挙人名簿の閲覧状況を未公表。遅滞なく是正してください。	令和元年 5 月 31 日付で平成 30 年度分を安芸市ホームページ上で公表しました。今後は、毎年 1 回公表予定です。
福祉事務所	支払遅延の事例が散見され速やかな改善が必要です。	保育所の園長会で支払遅延防止法などについて再確認を行い、保育職員・こども係ともに書類の到達時間・支払日を意識し、遅滞なく速やかに処理することに努めています。
福祉事務所	平成 27 年度に子ども・子育て支援制度が施行されることに伴い、市の条例で定めている保育所の自己評価を実施していない。第三者評価は未計画。サービス品質の向上と利用者への情報提供といった目的に向けて検討をしてください。	保育所の園評価について今年度中に実施、年度末の公表を目指します。現在、高知県教育委員会の支援を受け評価指標を作成中です。
福祉事務所	社会福祉法人に対する指導監査の結果の公表がされていません。遅滞なく是正してください。	法改正により今年度、社会福祉法人の指導監査を実施することになっています。実施後は、結果をホームページ上に公表します。
生涯学習課	①生涯学習課所管の総合運動場使用料は、安芸市総合運動場条例 6 条により前払いすることとなっていますが、後払いのものがありません。天候により使用できない場合があることが理由のようですが、そうであれば条例を改正すべきです。なお、安芸市は、施設ごとに定めた条例の中でそれぞれ使用料を定めており、規定ぶりも様々ですが、受益者負担の統一的な考え方の適用や、定期的な料金見直しに備えて、条例をまとめることも検討する必要があります。管理しやすくなれば適用間違いも防げますし、利用者にとってもわかりやすくなると思います。 ②また、同使用料については、育成団体を対象とするあいまいな要件による減免事例がありましたが、公	①令和元年度中に後払いも可能とするよう条例改正を行います。 ②令和元年度中に育成団体を対象とした減免を取り止めます。

	正の確保と透明性のために、要件はあらかじめ明らかにされるべきです。利用実態に合わせて、半日単位でなく時間単位の料金体系にすることで、減免しなくても利用者負担を変えない方法に改めたいとのことでしたが、改善を期待します。 ③なお、使用料に限らず、納入通知書に記載する納期限が、2週間から数か月とまちまちですが、部署によって、担当者によって異なることのないよう統一的な取り扱いにする必要があります。これは、調定、請求の決裁時に明示されていないことも原因と思われます。参考までに、国の基準（歳入徴収官事務規程）では20日以内とされています。	③課内で統一的な取り扱いをするよう徹底しました。
生涯学習課	市税や手数料収納など、15窓口での日々の現金出納について監査しました。 現金出納簿への記載等は、毎年会計課が実地指導していることもあって、おおむね適切に実施されていることが確認できました。収納金は、遅くとも翌営業日には指定金融機関で歳入されていますが、①市民会館だけは、収納頻度が低いことから数日ごとになる場合があります。釣銭は手提げ金庫等に入れ、定時後は大型金庫で保管されていますが、上下水道課、税務課、環境課、②歴史民俗資料館、書道美術館では、手提げ金庫に公金以外の現金がありました。公金が紛れてしまうリスクがありますから、改善を求めます。	①収納金は遅くとも翌営業日には指定金融機関へ入金するよう努めます。 ②手提げ金庫に公金以外の現金を一緒に保管していましたが、別に保管するよう改めました。
生涯学習課	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	令和元年度中に評価のうえ公表の予定としています。